

第16回入善町農業委員会議事録

令和6年11月11日午後1時30分から第16回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名

出席委員 14名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	4番 森 下 さゆり
5番 森 下 吉 光	6番 上 田 幸 嗣	9番 嶋 先 良 昭	10番 安 藤 清 雅
11番 小 林 真一郎	12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫	14番 前 田 俊 彦
15番 永 山 美 和	17番 上 野 好 雄		

欠席委員 3名

8番 竹 田 隆 浩 16番 亀 田 英 司 18番 田 中 吉 春

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	川 原 弘 美
入善町農業委員会	主 任	浜 西 亮 介
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第57号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第58号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第59号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について

議長（米山 義隆）

皆さんおつかれさまです。立冬をむかえて、寒くなってきた時期ですが、今日は20度を超える日ということで、体調管理が難しくなってきたかなと感じております。委員の皆様も十分な体調管理をしていただければと思います。先日、11月5、6日と長旅の農業委員会視察研修お疲れ様でした。茨城県の〇〇農場に行ってきました、1台の田植機、コンバインで170町をやっておられるということで、その経営スタイル、経営理念を勉強させていただきました。考え方がいろいろあるなと思いながら、印象に残るのはいかにコストを下げるために努力をしているかということ、また、農地を集約していることが経営の要因なのかと思います。今回参加できなかった委員には残念でありましたが、来年度もまた企画していきたいと思っており、皆さんの希望に応えるような研修先を探していきますので、また参加をお願いいたします。それから、来年3月には標準賃借料の見直しに入っていきます。今年度産の米は米価が上がったとはいえ、収量は減ったということで収支でいえばそれほど変わらない、それ以上にコストが上がったということもあります。そういった状況の中で、入善町農業委員会としても来年の賃借料改定の中でいろんな農業者の意見を聞いて反映できるよう委員の皆さんの協力をお願いしていきたいと思っております。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。1番五十里委員と17番上野委員に決定いたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第56号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第56号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町上野433番の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は235㎡です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、神奈川県〇〇〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は、神奈川県〇〇〇〇の〇〇 〇〇さんです。

この申請地は、譲渡人所有の空き家、入善町上野〇〇に隣接しており、譲渡人と譲受人の間でこの空き家の売買を行うにあたり、隣接するこの農地も空き家とともに、譲受人に所有権移転するため、今回の申請に至りました。

また、所有権移転後に譲受人はこの空き家に居住予定となっております。

許可要件の確認ですが、

- ・ 農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・ 農作業日数は年間180日を予定しており、必要な農作業に従事すると見込まれること
- ・ 譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、寺田委員にいただいております。

以上です、よろしくお願いします。

議長(米山 義隆)

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。寺田委員より説明をお願いします。

す。

寺田委員

事務局から説明があった通りになります。空き家を購入されてそれに付随してということで、特に問題は無いと考えハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

ありがとうございます。それでは、この案件について質疑等を行いたいと思います。各委員からどなたでもご発言いたします。

小林委員

これまではどなたが耕作していた農地になりますか。最近亡くなられたとかどういった事情があるのか。

事務局

所有者は大分前に亡くなっており、休耕地になっていたものになります。

議長（米山 義隆）

譲受人は一人で来られるのですか。

事務局

娘さんと一緒に来ると聞いております。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第56号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り許可することと決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第57号農地法第5条の規定による意見進達についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第57号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

転用No.1 （貸渡人）〇〇 〇〇

（借受人）〇〇 〇〇

（申請地）墓ノ木〇〇 畑 134㎡

一般住宅敷地

申請番号1番、申請地は入善町墓ノ木〇〇〇の1筆、地目は畑、面積は134㎡です。申請地の位置図は4ページをご覧ください。貸渡人は入善町〇〇〇の〇〇〇〇さん、借受人は東京都〇〇〇〇の息子の〇〇〇〇さんで、権利設定は借受け、転用後の用途は一般住宅敷地です。

借受人の〇〇〇〇さんは、父親の老後の世話や将来子供が生まれた際、父親に子供の面倒を見てもらうことを考えて、夫婦で地元へ帰省するため、平屋建ての家を新築することを計画しています。平屋建ての小規模な住宅のため、子供部屋を実家に作ることや将来的には、新築する平屋建ての方に父親が住むことも考えています。

実家敷地内で建築することも検討しましたが、農作業場や電柱、庭木などがあり、敷地に余裕がなく、実家と行き来することを考え、実家から半径100mで空き地などがないか検討しましたが、適切な場所は見当たらず、実家の既存敷地と前面にある畑と一緒に住宅敷地として利用するため、今回の申請となりました。

申請面積は134㎡、既存宅地と合わせて255㎡を敷地とし、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車場として利用するための必要最小限の面積です。また、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は北側排水路に排水します。

申請地は第1種農地ですが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、許可基準は「集落接続」の項目に適合すると認められ、転用目的には問題がないと考えます。

なお、申請地につきましては令和6年11月末に除外予定であり、隣接耕作者の同意、また入善土地改良区の同意内容の意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は坪野委員にいただいております
以上、よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました坪野委員より説明をお願いします。

坪野委員

今事務局から説明のあったとおりです。10月20日に来られて息子さんが帰ってきて一緒に住むということで、前面の道路に畑があり、そこの利用して家を建てたいという話でした。特に問題ないと考えハンを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。
それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

その地域の営農組合は基本的に引き受けるのは水田だけですか。

坪野委員

営農組合は小規模な畑は行わないでしょう。

坪野委員

畑地のやり取りの中で、特に空き家に付随する場合、農地の所有者は土地改良区の組合員になっていただくのですが、町外から来られた方とトラブルになる事例がある。維持管理費用としての組合員なので入っていただかないと困る。また、地目が田になっているが、実際の使い方が畑になっており、賦課金のトラブルになる事例もあった。申請を受ける際は注意して対応していただきたい。

小林委員

移住定住の担当部署はこういうことを把握されていますか。農業委員会からも情報提供を行い、トラブルにならないよう対応していただきたい。

坪野委員

こういつてケースは行政書士が間に入ることが多いので、意見書もあり日数がない中で依頼されるため、現地確認を行う時間も短い。町外から来られた非農家の方は土地改良区自体を分かっていないことも多い。

議長（米山 義隆）

ちょっと確認で賦課金のかかるかからない判断というのは。

坪野委員

農地の所有者は土地改良区の組合員にならなければならない。ただし入善土地改良区では田のみ賦課金をかけており、畑にはかけていない。ただし畑所有者も組合員にはならなければならない。

小林委員

では畑はあまり問題にならないと。

坪野委員

そうですが、畑だけをもっているケースは少なく、空き家に付随する農地の場合、畑のみ所有することになるので問題になる。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第57号農地法第5条の規定による意見進達について、原案通り進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り県知事へ進達することと決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第58号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第58号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、その決定を求めます。

今回は、農地中間管理事業に関する申請ですので、次の議案第59号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」を、合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。

農用地利用集積計画により、出し手農家の方から農地中間管理機構へ賃貸借権等が設定され、農用地利用集積等促進計画により、農地中間管理機構から受け手農家の方に賃貸借権等が設定されるという流れとなっております。また、農地中間管理機構が受け手農家に貸し付けることを目的として取得する権利をまとめて農地中間管理権といいます。

また、農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、この農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、県知事の認可を受けなければなり

ません。その農用地利用集積等促進計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとなることとなっております。今回は、別紙の補足資料にて報告させていただきます。

【別紙一覧で説明】

地区別についてはご覧の通りです。

合計のみ読み上げます。

新規は、30件、75筆、153,393㎡

再設定は、40件、131筆、263,161㎡

合わせて70件、206筆、416,554㎡です。

参考に前年同月の農業委員会の件数も記載してあります。

以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。

それでは質疑に入りたいと思います。

森下委員

舟見地区の賃借料が標準賃借料と異なるようですがどういった事情ですか。

事務局

入善町の標準賃借料とは別に舟見地区は独自に標準賃借料を定めていると聞いています。

上野委員

舟見地区は2級河川の舟川が通っていますので、東側は日陰になってしまうので賃借料が低くなっています。転作等の影響もあり、町の標準賃借料では借り手がいないので、舟見地区では独自に賃借料を定めています。10,000円と8,000円だったかと思いますが、その農地の状況で金額は変動しています。

議長（米山 義隆）

あくまでも標準賃借料ですので、話の中では上と中の間の金額にするなどいろんなやり方があるかと思いますが。ただ見ていくと上より中が目立ってきたかなと思います。標準賃借料の改定の中で、わかりやすい形にする必要性もあるのかなと思っています。そういった意見を農業委員会として出してもいいのかなと思います。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。

議案第58号農用地利用集積計画の決定について、及び議案第59号農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。

令和6年12月9日月曜日午後1時30分より行います。
それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

(農業委員会の研修大会について事務局より説明)

事務局

(視察研修の精算について事務局より説明)

議長(米山 義隆)

その他、何かご意見等はございませんか。

議長(米山 義隆)

ないようですので、これもちまして、第16回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和6年12月9日月曜日、午後1時30分になります。

(閉会 午後2時30分)

--